

地域生活支援拠点等の整備状況について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）とは、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことである。居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。

2 拠点等の整備が求められる背景

- ・ 重症心身障害者、医療的ケアや強度行動障害を伴う重度障害者に対応することができる施設・事業所が少ない。
- ・ 家族の高齢化に伴い、親なき後の生活支援体制の確保が課題となっている。
- ・ 緊急時の受入れ先の確保が困難であり、拡充が必要である。
- ・ 精神障害者の手帳所持者数や障害福祉サービス利用者数が増大しており、精神障害者を支援する体制の充実が求められている。
- ・ 地域生活への移行に当たり、宿泊体験を提供できる場がない。 など

地域で安心して暮らすために

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者やその家族の緊急事態への対応を図る体制を構築することが必要



居住支援のための機能を備えた
地域生活支援拠点等の整備を目指す

3 拠点等の整備状況

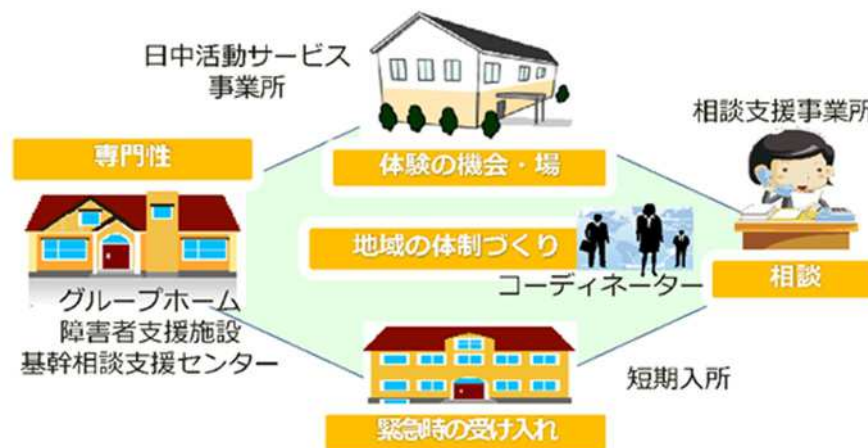
(1) 整備の計画

北区は、第6期北区障害福祉計画において、令和5年度末までに、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、地域で安心して暮らすための機能をもつ拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標に掲げている。

(2) 整備の手法

北区では、拠点等の 5 つの機能を柱として、地域の様々な社会資源を有効に活用しながら、区と複数の事業所・機関が分担して機能を担う“面的な体制整備（面的整備）”（※）を目指している。

図：拠点等の面的整備型のイメージ（国資料より抜粋）



※ 拠点等の整備手法について

国は、拠点等の整備手法として、すべての機能を集約した施設を整備する「多機能拠点整備型」または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等を示し、地域の実情に応じて整備するよう示している。

北区では、機能を集約した施設がない現状を踏まえ、グループホームや短期入所事業所の協力を得て、「面的整備型」による段階的な整備を目指すこととした。

(3) 整備の状況

令和 3 年 3 月に、拠点等の機能を担う事業所として、重度障害者グループホーム「らららたきのがわ」が開設し、面的な体制整備を開始した。

また、令和 4 年度からは、「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」が、緊急時の受入れや地域での体験宿泊を提供するための居室を新たに整備し、拠点等の機能を担っている。

令和 5 年度末までの拠点等の整備完了に向けて、引き続き地域の事業者等の協力体制の確保・連携を図りながら、体制の構築を目指す。

4 拠点等の機能と整備の考え方

拠点等に求められる機能は以下のとおりであり、現在、法人に協力をいただき整備されている機能は「5 拠点等の機能を担う事業所」のとおりである。その他の機能について、区では、従来からこれらの機能を担ってきた機関や事業・取組があることから、今後、連携体制等の強化を図り、拠点等の構成機関としての位置付け、整備を進めていく。

機能	内容
① 相談	<ul style="list-style-type: none"> 障害相談係（王子・赤羽）、滝野川地域障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）の5か所で、障害者の総合相談・専門相談を実施 緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート 相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援 医療的ケア児等コーディネーターの配置
② 緊急時の受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保（障害者（児）緊急一時保護事業）
③ 体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施
④ 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を確保
⑤ 地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制の確保（施設の整備誘導） 地域の社会資源の連携体制の構築 自立支援協議会における報告、検討

5 拠点等の機能を担う事業所（令和4年8月時点）

法人名「事業所名」 / 所在地	担う機能（主な対象者）
①社会福祉法人さざんかの会 「らららたきのがわ」 /滝野川 3-53-10	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の受入れ・対応 体験の機会・場 専門的人材の確保・養成 （身体障害者、知的障害者、精神障害者）
②社会福祉法人晴山会 「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 /西ヶ原 4-51-1	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の受入れ・対応 体験の機会・場 （身体障害者、知的障害者、障害児）

6 経緯と今後のスケジュール（予定）

令和3年2月	北区自立支援協議会（拠点等の整備について報告）
3月	拠点等の機能を担う事業所「ららたきのがわ」開設
8月	北区自立支援協議会（拠点等の整備状況について報告）
令和4年1月	北区自立支援協議会（拠点等の整備状況について報告）
4月	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑（短期入所）の定員増を目的とした改修工事が完了。拠点等の機能を開始。
随時	拠点等の機能を担う構成機関の充実。北区自立支援協議会において整備の進捗状況や運営状況を報告。
令和5年度末まで	拠点等のすべての機能の実効性を担保し、北区自立支援協議会において整備がなされたと承認されることを目指す。

7 他区の整備状況

東京都の資料によると、令和2年度末時点で13区が整備済み、令和3年度中に整備予定が3区である。なお、整備手法については「面的整備型」が多い。

参考

地域で安心して暮らせるための取組（新型コロナウイルス感染対策）

在宅で介護をしている家族が新型コロナウイルスに感染した場合は、療養等のため同居する障害者（在宅要介護者）の介護ができず、在宅要介護者が自宅に取り残されてしまうという現状がある。

そこで、区は区内短期入所施設（1か所）に委託し、家族が新型コロナウイルスに感染し、介護が困難となった場合において、在宅要介護者を緊急一時的に施設で受け入れ、必要な介護を行う取組を行っている。

施設では、提携する医療機関の協力・助言も得て、施設のゾーニング、消毒や清掃等の感染防止対策を行うとともに、入浴、排せつ、食事介助、健康観察、自宅から受け入れ施設までの送迎等必要な支援を行っている。

この取組は、重症化リスクのある障害者への感染拡大を防止するとともに、家族が感染しても在宅要介護者が住み慣れた地域で暮らすことができ、家族が療養に専念できるなど、地域で暮らす在宅要介護者と家族の安心につながっている。